

《支援対象者について》

◆「とくしまアラート支援金」について

Q 1. 対象事業者は。

- A. とくしまアラートの影響を特に受けている事業者
- ・冠婚葬祭業
 - ・スポーツ施設・スポーツクラブ
(テニス教室、スポーツ教室、スポーツクラブ、ダンス教室、道場等)
 - ・マリーナ業・遊漁船業(乗合船、いかだ渡船、釣り船等)
 - ・衣料品店・和服店・呉服店
 - ・足袋製造・足袋小売
 - ・貸衣装・衣装レンタル
 - ・写真業・商業写真業
 - ・舞台製作・舞台設備業
 - ・ガソリンスタンド
 - ・その他、上記に類するもの

Q 2. スポーツ少年団は対象となるか。

- A. 支援金の趣旨とは異なるため、対象外となります。

◆「取引事業者支援金」について

Q 1. 取引先は県外事業者であるが、対象となるか。

- A. 取引先は「県が行った飲食店の営業時間の短縮要請に協力した飲食店」に限るため、対象外となります。

Q 2. 飲食店への納品頻度は月 1 回程度であるが、対象となるか。

- A. 頻度や量に関わらず、継続的に取引している実績があれば対象となります。

Q 3. 飲食料品製造業者とは、どのような事業者が対象となるか。

- A. 酒造や食品加工事業者などです。

Q 4. 直接の仕入れ先である生産者とは、どのような事業者が対象となるか。

- A. 飲食店と直接取引のある農業、漁業及び畜産業などの生産者などです。

Q 5. 飲食店消耗品製造業者とは、どのような事業者が対象となるか。

- A. 割り箸、おしぼりなど「飲食店特有の消耗品」製造事業者です。

Q 6. サービス提供者とは、どのような事業者が対象となるか。

A. 飲食店と継続的に取引があり、かつ時間短縮要請の影響によって、売上が減少することが客観的に判断できる事業者（クリーニング、清掃など）を想定しています。

Q 7. 「コロナ規制による影響の軽減支援事業支援給付金」で取引事業者支援金を受給したが、今回も対象となるのか。

A. 対象となります。

Q 8. 「コロナ規制による影響の軽減支援事業支援給付金」で取引事業者支援金の申請をしなかったが、今回2回分申請することは可能か。

A. できません。

◆「オフィス感染防止支援金」について

Q 1. 対象のオフィスは。

A. 従業員が事務作業等を行う事務所・事務局・事務室であり、常時、5人以上のものが業務を行っている空間とします。

※複数の事業所が一つの事務室等を共用する場合、代表する事業所から申請を行うこととし、重複して申請はできません

(例：壁等で仕切られていないビルのワンフロアを事務所AとBで共用している場合など)

Q 2. 対象外のオフィスは。

A. ・飲食店や小売店・宿泊施設などの商業スペース。

また、これらの施設内に設置された事務所も対象外。

・国が管理委託している施設や地方公共団体の指定管理施設等。

※国や地方公共団体において感染予防対策が行われるべきものであるため。

・国・県・地方公共団体等が使用する事務所等。

・美術館・観光施設・文化施設等にある事務所等。

Q 3. 従業員がテレワークをしている場合、その実施場所（自宅等）における感染症対策は対象になるか。

A. 出社する従業員がいない事務所や、従業員がテレワークを行う自宅は対象となりません。

Q 4. 農業を営んでおり、作業場で常時5人以上のものが業務を行っているが対象となるか。

A. 対象となりません。

Q 5. 建物内の2階と3階にオフィスを有しているが、それぞれ対象となるのか。

A. 同一建物内にオフィスが2つ以上ある場合でも1つと見なします。

◆共通

Q 1. 現在、休業していますが、申請の対象になるか。

A. 今後も事業継続の意思があり、要件を満たしている場合は対象となります。

Q 2. これから開業する予定であるが、対象となるか。

A. 令和3年8月1日時点で現に営業している法人または個人を対象としているため、対象とはなりません。

Q 3. 複数店舗経営しているが、複数申請できるのか。

A. 複数の店舗を営んでいる場合でも、鳴門市内の店舗であれば複数申請できます。ただし、1店舗ごとに申請してください。

Q 4. フランチャイズ店は対象となるか。

A. 本社が市外でも、店舗が市内に所在していれば、市内店舗分は対象となります。

Q 5. 複数の支援金を申請することはできるか。

A. 「とくしまアラート支援金」と「取引事業者支援金」はとくしまアラートの発動や「営業時間の短縮要請」による影響を特に受けた事業者を支援するという、同じ目的の支援金であるため、重複して申請することはできません。

「オフィス感染拡大防止策支援金」は、オフィスにおける感染拡大防止策の支援を目的とした支援金であるため、目的の異なる「とくしまアラート支援金」及び「取引事業者支援金」と重複して申請することはできません。

《申請・請求等について》

Q 1. 申請はどのようにするのか。

A. 申請書に必要事項を記載していただき、原則、郵送での申請をお願いします。

Q 2. 提出に当たって、郵送方法に指定はあるか。

A. 郵送事故防止のため特定記録または簡易書留にて送付ください。

Q 3. 一度提出した申請書類は、返却してもらえるのか。

A. 申請書類については、提出後の返却などには対応できかねますので、必要があれば写しを事前に保管してください。

Q 4. 要綱にある「現地調査等」とはどのような場合に想定されるのか。

A. 要件として記載している内容が不明な場合、確認のために現地調査を行うことがあります。

Q 5. 現地調査等を拒んだ場合はどうなるのか。

A. 要件の確認ができない場合は給付対象外となります。

Q 6. 申請してからどのぐらいで支援金をうけられるか。

A. 原則 2～3 週間程度を予定していますが、内容確認等に時間を要する場合はそれ以降となることもあります。

Q 7. 給付は複数回受けられるか。

A. 1 店舗等につき 1 回です。

Q 8. 支援金を現金でもらうことは可能か。

A. 確実な給付のため、口座振込のみの対応としています。

Q 9. 支援金は課税の対象となるか。

A. この支援金は、事業者の収入の減少や賃料・給与などの経費の補てんを目的とするもので課税の対象になりますが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。